

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【公表番号】特表2008-539795(P2008-539795A)

【公表日】平成20年11月20日(2008.11.20)

【年通号数】公開・登録公報2008-046

【出願番号】特願2008-512587(P2008-512587)

【国際特許分類】

C 1 2 N	15/09	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 K	35/74	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	13/10	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	31/18	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/12	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
C 0 7 K	14/21	(2006.01)
C 0 7 K	14/28	(2006.01)
C 0 7 K	14/195	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	15/00	Z N A A
A 6 1 K	37/02	
A 6 1 K	35/74	F
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	13/10	
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	31/18	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	31/12	
A 6 1 P	25/28	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 K	35/74	D
C 0 7 K	14/21	
C 0 7 K	14/28	
C 0 7 K	14/195	

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月18日(2009.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

シュードモナス・アエルギノーザ (*Pseudomonas aeruginosa*) アズリンおよびウルバ・ペルツサ (*Ulva pertusa*) プラストシアニンからなる群から選択されるキュブレドキシンの短縮型である単離されたペプチドであって、インビトロにおいて哺乳類癌細胞の増殖を阻害できる単離されたペプチド。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の単離されたペプチドであって、該ペプチドは、アズリンの残基96～113、アズリンの残基88～113、エフリンB2のG-Hループ領域に構造的に類似したアズリンの領域、アズリンの残基76～128、アズリンの残基36～128、プラストシアニンの残基57～98、プラストシアニンの残基70～84、およびエフリンB2のG-Hループ領域に構造的に類似したプラストシアニンの領域からなる群から選択される単離されたペプチド。

【請求項 3】

シュードモナス・アエルギノーザ (*Pseudomonas aeruginosa*) アズリンおよびウルバ・ペルツサ (*Ulva pertusa*) プラストシアニンからなる群から選択されるキュブレドキシンの短縮型である単離されたペプチドであって、エフリン受容体に結合する単離されたペプチド。

【請求項 4】

請求項 3 に記載の単離されたペプチドであって、該ペプチドは、アズリンの残基96～113、アズリンの残基88～113、エフリンB2のG-Hループ領域に構造的に類似したアズリンの領域、アズリンの残基76～128、アズリンの残基36～128、プラストシアニンの残基57～98、プラストシアニンの残基70～84、およびエフリンB2のG-Hループ領域に構造的に類似したプラストシアニンの領域からなる群から選択される単離されたペプチド。

【請求項 5】

請求項 3 に記載の単離されたペプチドであって、エフリンにも結合する単離されたペプチド。

【請求項 6】

請求項 5 に記載の単離されたペプチドであって、前記エフリンが、エフリンA1、エフリンA2、エフリンA3、エフリンA4、エフリンA5、エフリンB1、エフリンB2、エフリンB3、およびエフリンB4からなる群から選択される単離されたペプチド。

【請求項 7】

請求項 5 に記載の単離されたペプチドであって、エフリンおよびその受容体に結合する単離されたペプチド。

【請求項 8】

請求項 7 に記載の単離されたペプチドであって、エフリン2BおよびEph2Bに結合するペプチド。

【請求項 9】

シュードモナス・アエルギノーザ (*Pseudomonas aeruginosa*) アズリンおよびウルバ・ペルツサ (*Ulva pertusa*) プラストシアニンからなる群から選択されるキュブレドキシンの短縮型である単離されたペプチドであって、エフリンA1、エフリンA2、エフリンA3、エフリンA4、エフリンA5、エフリンB1、エフリンB2、エフリンB3およびエフリンB4からなる群から選択されたエフリンに結合する単離されたペプチド。

【請求項 10】

請求項 9 に記載の単離されたペプチドであって、該ペプチドは、アズリンの残基96～113、アズリンの残基88～113、エフリンB2のG-Hループ領域に構造的に類似したアズリンの領域、アズリンの残基76～128、アズリンの残基36～128、プラストシアニンの残基57～98、プラストシアニンの残基70～84、およびエフリンB2のG-Hループ領域に構造的に類似したプラストシアニンの領域からなる群から選択される単離されたペプチド。

【請求項 11】

請求項 1～10 の何れか 1 項に記載のペプチドの 1 以上を含有してなる医薬組成物。

【請求項 12】

請求項 1 1 に記載の医薬組成物であって、該組成物は静脈内投与のために処方される医薬組成物。

【請求項 1 3】

バイアル瓶の中に、請求項 1 1 に記載の医薬組成物を含んでなるキット。

【請求項 1 4】

請求項 1 3 に記載のキットであって、該キットは静脈内投与のために設計されるキット。

【請求項 1 5】

癌細胞を請求項 1 1 の組成物と接触させることと；該癌細胞の増殖を測定することを含んでなる方法。

【請求項 1 6】

請求項 1 5 に記載の方法であって、前記癌細胞が、乳癌、肝癌、胃腸癌、神経芽細胞腫、神経癌、白血病、リンパ腫、前立腺癌、膵臓癌、肺癌、メラノーマ、卵巣癌、子宮内膜腫瘍、絨毛癌、奇形癌腫、甲状腺癌、軟組織および骨から生じるものを含む全ての肉腫、腎癌、類表皮癌、または非小細胞性肺癌からなる群から選択される方法。

【請求項 1 7】

請求項 1 5 に記載の方法であって、前記がん細胞がインビボのものである方法。

【請求項 1 8】

請求項 1 に記載のペプチドをコードする発現ベクター。

【請求項 1 9】

哺乳類患者においてエフリン受容体を備えた組織を検出する方法であって：

(a) 前記患者に対して請求項 1 1 の組成物を投与し、ここでの前記単離されたペプチドは検出可能なプローブに融合されることと；

(b) 前記患者において前記プローブを検出することを含んでなる方法。

【請求項 2 0】

請求項 1 ~ 1 0 の何れか 1 項に記載のペプチドの使用であって、エフリン信号伝達に関連した病理学的症状または癌を治療するための医薬組成物の製造における使用。

【請求項 2 1】

請求項 1 ~ 1 0 の何れか 1 項に記載のペプチドの使用であって、患者における血管の成長を調節するための医薬組成物の製造における使用。

【請求項 2 2】

請求項 1 ~ 1 0 の何れか 1 項に記載のペプチドの使用であって、患者における神経の成長を案内するための医薬組成物の製造における使用。

【請求項 2 3】

請求項 1 ~ 1 0 の何れか 1 項に記載のペプチドの使用であって、患者における骨形成を促進するための医薬組成物の製造における使用。

【請求項 2 4】

請求項 1 ~ 1 0 の何れか 1 項に記載のペプチドの使用であって、エフリンの使用を必要とする治療方法においてエフリンの代りに用いるための医薬組成物の製造における使用。

【請求項 2 5】

請求項 1 ~ 1 0 の何れか 1 項に記載のペプチドの使用であって、エフリン受容体の活性を調節するための医薬組成物の製造における使用。

【請求項 2 6】

請求項 1 1 に記載の医薬組成物であって、エフリン信号伝達に関連した病理学的症状または癌を治療するための医薬組成物。

【請求項 2 7】

請求項 1 1 に記載の医薬組成物であって、患者における血管の成長を調節するための医薬組成物。

【請求項 2 8】

請求項 1 1 に記載の医薬組成物であって、患者における神経の成長を案内するための医薬組成物。

【請求項 2 9】

請求項 1 1 に記載の医薬組成物であって、患者における骨形成を促進するための医薬組成物。

【請求項 3 0】

請求項 1 1 に記載の医薬組成物であって、エフリンの使用を必要とする治療方法においてエフリンの代りに用いるための医薬組成物。

【請求項 3 1】

請求項 1 1 に記載の医薬組成物であって、エフリン受容体の活性を調節するための医薬組成物。